

平成20年5月7日
公害等調整委員会事務局

「川崎市における土壤汚染財産被害責任裁定申請事件」の裁定について

公害等調整委員会の裁定委員会（大内捷司裁定委員長）は、標記事件について、本日平成20年5月7日付けで裁定を行い、同日、申請人の申請を一部認容する旨の裁定書を当事者に手交しましたので、お知らせします。

1 事案の概要

電鉄会社である申請人が、元土地所有者である学校法人（以下「本件学校法人」という。）から購入した土地（以下「本件土地」という。）に土壤汚染（以下「本件土壤汚染」という。）が見つかり、その汚染は被申請人（川崎市）が本件土地に搬入をした焼却灰及び耐久消費財が原因であるなどと主張して、被申請人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、土壤汚染対策工事費等の損害52億1639万8250円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事件である。

なお、当初、本件土地を申請人に売却した本件学校法人を被申請人とする損害賠償請求に係る申請も併合して係属していたが、申請人は、平成18年7月5日、同学校法人に対する申請を取り下げている。

2 事件処理の経過

公害等調整委員会では、平成17年8月16日、本件裁定申請を受け付けた後、直ちに裁定委員会を設け、同裁定委員会は、争点及び証拠の整理を進め、平成19年10月29日には、現地調査を行い、また、同年11月26日の第11回審問期日には、6名の参考人を集中的に取り調べるなどの証拠調べを行い、平成20年1月23日の第12回審問期日をもって本事件の審問手続を終結し、本日の裁定の告知に至った（なお、上記審問手続の終結後、職権により調停手続に移行したが、同年3月27日の第2回調停期日において、上記調停は打ち切られた。）。

3 裁定委員会の判断（概要）

（１） 主文

- ① 被申請人は、申請人に対し、４８億０８４３万８４５９円及びこれに対する平成１９年１１月２３日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。
- ② 申請人のその余の申請を棄却する。

（２） 裁定理由の要旨

本件の最大の争点は、本件土壤汚染の原因、被申請人の作為義務違反・過失（結果回避義務違反）の存否及び除斥期間の経過の有無（民法７２４条後段）であり、本裁定は、上記争点を含め、大要、次のように認定・判断した。

① 被申請人の行為と本件土壤汚染について

- a 被申請人は、昭和４３年１０月ころから昭和４５年９月ころにかけて、被申請人の管理する清掃作業場から本件土地の西側に焼却灰を搬入し、被申請人において埋立てを委託した申請外の埋立業者（以下「本件埋立業者」という。）がこれを順次本件土地に埋め立てた結果、焼却灰に多く含まれる鉛が土壤に蓄積し、そのことによって、鉛による本件土壤汚染が引き起こされた。
- b 被申請人は、昭和４４年４月ころから昭和４５年８月ころにかけて、被申請人の管理する清掃事務所管内から収集された耐久消費財（家庭用電化製品などのほか、各事業所から排出された電子部品、ガラス・陶器類、無水クロム酸（六価クロム）・トリクロロエチレンの一斗缶、ペンキ缶、廃プラスチック、テトラクロロエチレン・ターペンのスラッジなどを含む。）の一部を、本件土地の西側に搬入し、本件埋立業者がこれを順次本件土地に埋め立てた結果、電子部品に含まれる鉛、砒素、六価クロム、ガラス・陶器類などに由来するほう素、一斗缶に付着した六価クロム、トリクロロエチレン、ペンキ缶に由来する１・２-ジクロロエタン、廃プラスチックに由来するシス-1・2-ジクロロエチレン、スラッジに含まれるテトラクロロエチレン、ベンゼンが土壤に蓄積（重金属類）あるいは地下浸透（揮発性有機化合物（VOC））によって地下水を汚染し、そのことによって、重金属類及び揮発性有機化合物（VOC）による本件土壤汚染が引き起こされた。

② 被申請人の予見可能性・作為義務・結果回避義務違反（過失）について

- a 被申請人は、平成１６年８月２５日、申請人から提出された汚染土壤等処理対策実施計画書を正式に受理していることから、被申請人に

において、遅くとも上記時点で、申請人の土壤汚染対策工事費の支出（損害）の発生について、予見可能性があったものと認められる。

b 損害を引き起こすべき危険状態を招いた先行行為者は、重大な結果を生じさせる蓋然性が高い場合には、条理上、その危険を除去すべき作為義務が課せられる。平成16年当時、既に土壤汚染対策法が施行されており、被申請人の代表者川崎市長は、土壤汚染対策法上、土壤汚染を放置することが著しく公益に反すると認められるときなどの一定の要件を満たす場合には、当該汚染の除去等の措置を取り得ること（同法7条3項、4条2項）などを考慮すると、被申請人は、自己の先行行為（汚物の搬入・本件埋立業者を通じての埋立行為）に基づき、条理上、遅くともaの平成16年8月25日の時点では、本件土壤汚染を除去すべき義務（作為義務）が生じているものと解するのが相当である。

c 上記時点では、申請人に土壤汚染対策工事に係る費用支出等の多額の財産的損害を与える蓋然性は極めて高く、その反面、被申請人において、自ら土壤汚染対策工事をすることが困難であったことを認めるに足りる証拠はないから、被申請人には、申請人に対し、本件土壤汚染を除去すべき結果回避義務があったというべきである。そして、被申請人は、この作為義務・結果回避義務に違反していたことは明らかである。

③ 損害・因果関係について

申請人主張の損害のうち、本件土壤汚染が認められない部分を含めた造成工事費、周辺道路の補修費については、相当因果関係を認めることは困難であり、損害との因果関係は認められない。また、本件では、後にグラウンドの造成工事を行った業者が投棄したガラス類等に起因するほう素及び自然由来のふっ素に係る土壤汚染並びに本件土壤汚染の範囲外の六価クロムに係る土壤汚染部分の存在を考慮して、埋土部・地山部における土壤汚染対策工事につき、その工事費用の1割の減額をするのが相当である。さらに、申請人が地下水部対策工事等を委託した業者に対する工事代金等が未払いの部分につき、審問終結日（平成20年1月23日）から同年3月31日（支払期日）までの中間利息（年5%）を差し引いて減額すべきである*。

（* 本裁定の告知日は、平成20年5月7日であるが、審問終結日が同年1月23日であるため、上記のような中間利息控除による減額処理がなされている。）

④ 不作為型不法行為についての民法724条後段の20年（除斥期間）の起算点である「不法行為の時」について

被申請人は、自己の先行行為（汚物の搬入・本件埋立業者を通じての

埋立行為)の時から20年の除斥期間が経過していると主張した。しかし、不作為型の不法行為においては、上記の起算点は、不作為による継続的不法行為が終了した時(作為義務の履行が完了した時、あるいは、作為義務の性質上、作為義務の履行ができなくなった時)を指すものと解するのが相当であり、本件では、土壤汚染対策工事の終了した平成18年3月がその起算点になる。その時点から現時点まで20年が経過していないから、被申請人の除斥期間経過の抗弁は理由がない。

以上の判断を経て、本裁定は、申請人の本件裁定申請は48億0843万8459円及びその遅延損害金の支払を求める限度で理由があるとして、申請人の本件裁定申請を一部認容したものである。

(連絡先)

公害等調整委員会事務局審査官室

担当：審査官 金子

電話：(代表) 3581-9601

内線2327

(直通) 3581-9954